

# 大和市道路台帳調書等修正業務委託想定仕様書

## 第1章 総則

### 1. 概要

- この仕様書は、大和市が道路台帳等閲覧システム導入業務委託（債務負担行為）（以下「閲覧システム」という。）を発注し、これが完了した後に発生する道路台帳調書等の修正業務委託についての見積を作成するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 目的

- 本業務は、道路台帳整備地区の道路区域境界を適切に管理するため、道路法第28条に基づく道路台帳調書の作成または修正を行い、併せて「道路施設現況調査」及び「地方交付税算定に用いる道路橋梁費の基礎数値」に係る帳票等の作成または修正及び報告書の作成、市道認定議案資料の作成、認定等に係る公示資料の作成、閲覧システム用データの作成を行うことを目的とする。

### 3. 仕様書の適用

- 受注者は、本仕様書のほか、次の法令等に基づき業務を行うこと。
  - ・ 測量法（昭和24年法律第188号）
  - ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
  - ・ 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
  - ・ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
  - ・ 道路施設現況調査要項（国土交通省）
  - ・ 地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）
  - ・ その他道路台帳作成上必要な各規程
- 受注者は、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務遂行上当然必要な事項及び法令又は慣例によって行わなければならない事項については、受注者の負担においてこれを行うこと。

### 4. 履行期間

- 本業務の履行期間は、契約確定日の翌日から契約確定年度の2月末頃までとするが、変更契約を行った場合この限りではない。

### 5. 業務の着手

- 受注者は、業務の着手に際し、次の書類を発注者に提出すること。
  - (1) 委託業務工程表
  - (2) 業務計画書
  - (3) その他発注者が指示する書類
- 受注者は、上記各号により届出、報告等した事項について変更が生じた場合は、速やかに当該事項の変更書類を提出しなければならない。

## 6. 打合せ

- 受注者は、着手時や工程管理上必要な時期に発注者又は関係機関と打ち合わせを行い、その都度打合せ簿を作成し、発注者とこれを共有すること。

## 7. 情報管理

- 受注者は、次の各号に掲げる認証を取得していることとし、業務着手時において、公的機関からの認証（写し）を提出するものとする。
  - (1) プライバシーマーク【JIS Q 15001】
  - (2) 品質マネジメントシステム規格【ISO9001】
  - (3) 環境マネジメントシステム規格【ISO14001】
  - (4) 情報セキュリティマネジメントシステム規格【JIS Q 27001(ISO/IEC27001)】
  - (5) ISMS クラウドセキュリティマネジメント規格【ISO27017】
- 受注者は、大和市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 受注者は、本業務により知りえた秘密は、第三者に漏洩させてはならない。
- 受注者は、情報管理に係る事項については、本仕様書のほか、『個人情報の取り扱いに関する「特記事項」』及び『情報資産（非公開情報）の取り扱いに関する「特記事項」』に基づき業務を行うこと。
- 受注者は、本業務により得た成果等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずに使用、公表、貸与等をしてはならない。
- 上記各項については、本業務終了後においても継続するものとする。

## 8. 貸与資料の取り扱い

- 受注者は、発注者から資料の貸与を受ける際は、道路管理課備付「成果品等貸出簿」に必要事項を記入のうえ、貸与を受けること。また、貸与資料は可能な限り速やかに返却すること。
- 受注者は、貸与品の受払状況を記録した帳簿を作成し、発注者の指示があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

## 9. 業務の完了及び引渡し

- 本業務は、本仕様書に規定するすべての業務が終了した後、発注者の検査に合格し、本仕様書に規定する成果品を納品することをもって完了とする。
- 受注者は、本仕様書に規定するすべての業務が終了した時点をもって委託業務完了届を提出し、発注者の検査を受け、検査合格後、速やかに成果品を納品すること。
- 本業務における成果物は、完了と同時にすべての権利を発注者に帰属するものとする。
- 受注者は、業務完了後であっても、受注者の明らかな瑕疵が発見された場合は、受注者の負担において速やかにこれを修正するなどの適切な対応をしなければならない。

## 10. 遵守事項

- 受注者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。やむを得ず業務の一部を再委託する場合は、書面をもって発注者の承諾を得ること。

- 受注者は、「大和市環境方針」及び「大和市グリーン購入推進方針」を理解し、省エネルギーの取り組みや廃棄物の発生抑制、環境配慮物品の使用など、環境負荷の低減に努めること。
- 受注者は、「大和市路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨を理解し、遂行すること。
- 受注者は、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の趣旨を理解し、遂行すること。
- 受注者は、「大和市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要領」に定める「暴排措置対象法人等」でないこと。また、受注者は「大和市暴力団排除条例」の趣旨を理解し、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めること。

## 11. 疑義の決定

- 受注者は、本仕様書に記載のない事項の決定及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うこと。

## 第2章 道路台帳調書等修正業務

### 1. 技術者

- 本業務における主任技術者は、実務において十分な技術と経験を有する測量士または空間情報総括監理技術者でなければならない。

### 2. 用語の定義

- 道路…発注者が管理する道路（一部の水路及び下水道用地を含む）
- 路線…新設された道路または既存道路の延長もしくは短縮された部分（起終点の変更）
- 短区間…既存道路のうち、用地取得等により変更された部分
- 廃道…既存道路のうち、廃止された道路
- 作業対象道路…新設、廃止、区域の変更等異動のあった道路をいう。
- 関連道路…作業対象箇所の道路台帳調書を作成または修正（以下、文中において「作成」と表記している部分について、路線の延長された部分及び短区間における作業については適宜「修正」と読み替えるものとする。）することにより、既存道路台帳調書を修正する必要がある道路をいう。
- 道路台帳調書…道路法施行令第4条の2に基づく図面及び調書並びに道路施設現況調査に係る帳票をいう。

### 3. 想定数量

- 想定する数量は以下とする。
 

・ 路線修正（新規認定、廃道、路線変更等）	L=0.6km	7 路線
・ 短区間修正（区域の変更）	L=1.2km	50 路線
・ 道路台帳調書図面作成	L=1.8km	
・ 関連道路データ修正		22 箇所

#### 4. 業務内容

- 本業務で実施する作業内容及び作業に伴う留意事項は、次のとおりとする。なお、各業務内容等は現行の業務内容に準じた内容となっているため、閲覧システム導入後改めて精査するものとする。

また、

##### 1) 計画準備・打合せ

- 本業務の実施に必要な要員の確保、作業計画及び工程の立案、貸与又は供与資料の整理等
- 本業務の実施に必要な事項についての発注者との打ち合わせ

##### 2) 道路台帳調書数値データ処理

- ◇道路台帳調書数値データを生成するための計算処理データ取得し、延長、幅員、面積等を算出する。

##### 3) 道路台帳調書作成

###### ①道路台帳調書図面作成

- 次の図面の作成
  - ・道路法施行令第4条の2に基づく図面

###### ②道路台帳調書データ修正

- 次の帳票の作成
  - ・道路法施行令第4条の2に基づく各帳票
  - ・道路施設現況調査要項に基づく各帳票
  - ・地方交付税算定に用いる道路橋梁費の基礎数値を算出のための基礎帳票（任意書式）

###### ③関連道路データ修正

- 作業対象道路の影響を受ける既存道路の修正
- 次の図面及び帳票の作成
  - ・道路法施行令第4条の2に基づく図面

###### ④各種図面及び帳票出力・整理

- 作成した図面及び帳票の出力・整理
- 市備付け道路台帳調書の更新

##### 4) 関連資料作成

###### ①認定等関係資料作成

- 道路第8条第2項に基づく認定に係る議案資料の作成
- 道路法第9条及び同法第18条第1項並びに第2項に基づく公示に係る資料の作成

###### ②区域変更関係資料作成

- 道路法第18条第1項に基づく公示に係る資料の作成

###### ③道路施設現況調査調書作成

- 道路施設現況調査要項に基づく国土交通省提出用調書の作成

###### ④地方交付税算定に用いる道路橋梁費の基礎数値帳票作成（地方交付税算定基礎数値帳票作成）

- 地方交付税算定に用いる道路橋梁費の基礎数値記載要領の該当する項目について提出用帳票の作成
- ◇ 資料作成は、監督職員の指示により作成時期を調整するものとする。

## 5) システムデータの作成

- 台帳等閲覧システムに搭載するデータ作成

## 5. 留意事項

- 作業に必要な次の資料は、発注者が貸与又は供与する。法務局関係資料についても発注者が供与する。
  - ・作成箇所位置図
  - ・道路台帳平面図実測図
  - ・境界点番号図
  - ・地積測量図
  - ・境界標杭調書
  - ・境界点網図
  - ・道路台帳調書
  - ・路線求積表
  - ・公図
  - ・その他資料
- 調書平面図（区割り図）は、集計・分類に必要な区割り線を次の条件により記入する。なお、区割り番号は、起点より終点に向かって連番で付するものとする。
  - ・行政界が変わったとき
  - ・車道幅員が50cm以上変わったとき
  - ・道路種別が変わったとき
  - ・車道、歩道の舗装種別が変わったとき
  - ・横断構成要素が変わったとき
  - ・道路の改良、未改良が変わったとき
  - ・交通条件が変わったとき
  - ・その他発注者が指示したとき
- 道路関連データは、次の各項目とする。
  - ・街路、一般の区分
  - ・等級区分（1級、2級、その他）
  - ・種類別区分（街路、重用、未供用、広場等）
  - ・路面種別（コンクリート、高級アスファルト、簡易アスファルト、砂利）
  - ・区割線番号
  - ・幅員構成（道路敷、車道、歩道、分離帯、路肩、側溝）
  - ・改良、未改良
  - ・延長
  - ・面積構成
  - ・筆界ごとの面積
  - ・その他発注者が指示した事項
- 受注者は、遅くとも履行期間最終日の1カ月前までに確定数量を担当者に報告すること。

- 受注者は、遅くとも履行期間最終日の1週間前までに成果品すべてを担当者に提出し、仮検査を受けること。

## 6. 成果品

- 本業務における成果品は、以下のとおりとする。
  1. 各道路ファイル（紙媒体）
    - ①. 道路台帳調書図面（修正図面の差替え）
      - 【道路法第28条関係図面】
      - ・調書平面図（区割り図）（1/500・白紙）
      - ・道路敷地構成図（1/500・白紙）
    - ②. 道路台帳調書各種帳票（修正図面の差替え）
      - 【道路法第28条関係帳票】
      - 道路台帳（道路法施行規則様式第4第1表）
      - 実延長調書（道路法施行規則様式第4第2表）
      - ※橋調書（道路法施行規則様式第4第4表）
      - ※鉄道との交差調書（道路法施行規則様式第4第5表）
      - 【国土交通省道路施設現況調査関係帳票】
      - 道路現況（総括）台帳（第1号様式）
      - ※道路現況（独立専用自歩道）台帳（第2号様式）
      - ※道路現況（部分自歩道）台帳（第3号様式）
      - ※橋梁現況台帳（第5-1号様式、第5-2号様式）
      - ※踏切道現況台帳（第7号様式）
      - 【地方交付税の算定に用いる道路橋梁費の基礎数値算出のための基礎帳票（任意書式）】
      - 道路現況調書
  2. 総括ファイル（紙媒体）
    - ①各種調書の総括表
      - ・年度別合計
      - ・ブロック別合計
    - ②【地方交付税の算定に用いる道路橋梁費の基礎数値算出のための基礎帳票（任意書式）】
      - ・道路橋梁調書（地方交付税用）
      - ・道路橋梁調書 異動調書（地方交付税用）
      - ・道路増減調書
  3. 市道認定議案資料（紙媒体）
    - 議案書
    - 略図
  4. 市道の認定、廃止、区域決定又は変更等及び供用に係る公示資料（紙媒体）
  5. 道路施設現況調査調書（紙媒体）
    - 道路施設現況基本台帳の全データ
    - 地方公共団体が管理する橋梁についての基礎データ

6. 地方交付税の算定に用いる道路橋梁費の基礎数値帳票（紙媒体）

総括表

附表 1-1～3-2（該当附表のみ）

突合表

7. 電子データ

- ・道路法第28条関係帳票関係 一式（PDF形式）
- ・国土交通省道路施設現況調査関係帳票関係 一式（PDF形式）
- ・地方交付税の算定に用いる道路橋梁費の基礎数値算出のための基礎帳票関係 一式（PDF形式）
- ・道路法第28条関係図面 一式（PDF形式及びtif形式またはCADデータ(sfc形式））
- ・路線網データ（shapeデータ及び属性データ(csv形式））
- ・認定調書データ一式（csv形式）
- ・台帳等閲覧システム用データ

8. その他発注者が指示したもの

- 成果品については、発注者が別途指示する期限をもって納品するとともに、業務完了時に各々の写しを1部納品するものとする。

以上